

消防救第 315 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長  
（公 印 省 略）

「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について（通知）

救急業務における感染防止対策については、これまで「救急隊の感染防止対策の推進について」（平成31年3月28日付け消防救第49号消防庁救急企画室長通知。以下「平成31年3月28日付け通知」という。）のとおり、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 1.0）」（以下「旧マニュアル」という。）を参考に各消防本部において感染防止対策マニュアルを策定いただく等、適切な対策の徹底に努めていただいているところです。

こうした中、令和元年12月に新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的な流行を認め、我が国においても令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、現在も多数の患者が発生しており、各消防機関におかれても、地域における搬送体制の確保の観点から、保健所等からの要請に基づき患者等の移送に協力するなど、必要な対応に全力で努めていただいていることと承知しています。

そこで、消防庁では、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」において「救急隊の感染防止対策ワーキンググループ」を設置し、旧マニュアルについて、最新の医学的知見及び新型コロナウイルス感染症患者への対応の経験を踏まえた改訂を検討し、このたび「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」（以下「改訂版マニュアル」という。）（別添1）を作成いたしました。

つきましては、消防本部における救急隊の感染防止対策の推進のため、救急隊の感染防止対策について、下記のとおり再度、取りまとめましたので、引き続き、救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を図るようお願いします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであるとともに、本通知の内容については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 救急隊の感染防止対策マニュアルの策定等について

平成31年3月28日付け通知のとおり、感染防止対策マニュアルを既に策定済みの消防本部にあつては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル再整備を、また、

未策定の消防本部にあつては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル整備を図るなど、それぞれ引き続き、救急隊の感染防止対策や資器材の消毒等を適切に実施されたい。

## 2 消防機関における感染防止管理体制の構築など感染防止の取組について

平成31年3月28日付け通知のとおり、今後とも、各消防本部においては、「消防機関における望ましい感染防止管理体制の例」（別添2）及び改訂版マニュアルを参考に、感染防止管理体制の構築など、必要な感染防止の取組を進めること。

## 3 救急隊員の血中抗体検査及びワクチン接種の実施について

各消防本部においては、「救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について」（令和2年1月24日付け消防救第14号消防庁救急企画室長通知。以下「令和2年1月24日付け通知」という。）に基づき、救急隊員に対して、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎及び破傷風について、必要時の血中抗体検査及びワクチン接種に取り組んでいただいているところと承知しているが、消防庁ではこのたび、改訂版マニュアルを作成し、血中抗体検査及びワクチン接種の記載内容も更新したことから、令和2年1月24日付け通知の記2「血中抗体検査及びワクチン接種の対象者の考え方について」については、今後、改訂版マニュアルのP.1「2. 職員の職業感染防止対策」中「ア ワクチン接種及び必要時の血中抗体検査」及びP.25「参考資料① 医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版（抜粋）（一般社団法人日本環境感染学会）」に記載した内容と読み替えた上で、引き続き適切に取り組んでいただきたい。

## 4 救急業務に起因した新型コロナウイルス感染症等への感染者が認められた場合の対応について

万が一、救急隊員が救急業務に起因して新型コロナウイルス感染症等の感染症に感染した場合においても、そのことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはあつてはならない。適切な感染防止対策を行っている場合であっても一定の確率で感染症に罹患する可能性があることから、今後、救急業務に起因した感染者が認められた場合は、組織としての感染防止管理体制を改めて確認するとともに、感染者本人に対して精神面のサポートを含めた適切な健康管理を行うよう努められたい。

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 小塩専門官、増田係長、富樫主査

TEL 03-5253-7529

FAX 03-5253-7532

E-mail : [kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp](mailto:kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp)